

# 給水装置工事事業者のみなさまへ

太子町上下水道事業所より大切なお知らせ

## 令和元年10月1日より 指定給水装置工事事業者制度は 5年ごとの更新制が導入されます

指定給水装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、「水道法の一部を改正する法律」が、令和元年10月1日に施行され、現行の指定給水装置工事事業者制度に指定の更新制度が導入されます。

●指定の有効期間が従来の無期限から5年間となり、指定の更新がなされない場合は失効となります。

※政令の規定により、旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります。(下記参照)

指定を受けた日	初回更新までの有効期間
H10年4月1日～H11年3月31日	令和2年9月29日まで
H11年4月1日～H15年3月31日	令和3年9月29日まで
H15年4月1日～H19年3月31日	令和4年9月29日まで
H19年4月1日～H25年3月31日	令和5年9月29日まで
H25年4月1日～R 1年3月31日	令和6年9月29日まで

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、ダイレクトメールにて通知をします。なお、郵便の不着や未更新の方への再通知は致しません。

●指定更新の要件は、新規指定と同様になります。

- ①給水装置工事主任技術者の選任
- ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
- ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者  
※法令第25条の3及び省令第20条に準拠

- 更新申請に必要な書類
  - ・様式第一号及び第二号
  - ・機械器具調書
  - ・定款及び登記事項証明書(法人)又は住民票(個人)
  - ・選任する主任技術者の書類確認(免状又は技術者証)
- ◎4項目の確認事項
- 更新審査手数料(20,000円)

◎指定更新申請時に4項目の確認を行います。(参考)

※法令第25条の8及び省令第36条に基づいた事業の基準及び運営の基準について確認

- i 指定給水装置工事事業者講習会の受講状況
- ii 業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事などについて)
- iii 給水装置工事主任技術者の研修受講状況
- iv 適切に作業を行うことが出来る技能を有する者の従事状況

◎4項目の確認資料(参考)

- ・講習会の受講終了証等
- ・外部研修の受講実績履歴等  
※自社内研修は証明不要
- ・施行者の経験の有無及び配管技能の資格の有無(参考)

◇更新申請についてのお問い合わせ  
太子町上下水道事業所  
TEL : 079-277-3241